モニタリング指標　データシート

指標種類	計画実現措置
指標No.	72

指標名	バイオマス利用率		
出典	千葉県バイオマス活用推進計画（循環型社会推進課）	統計頻度	5年
指標の概要	・バイオマスとは、「動植物に由来する有機物である資源（石油などの化石資源を除く。）」であり、水と二酸化炭素（CO2）から光合成によって生成した有機物を起源とする持続的に再生可能な資源である。 ・廃棄物系バイオマス：家畜排せつ物、食料廃棄物、汚泥、建設発生木材等 ・未利用バイオマス：農作物非食部（稲わら等）、林地残材 ・資源作物：さとうきび、トウモロコシ、なたね等 〇バイオマスの利用率＝［バイオマスの年間利用量］／［バイオマスの年間発生量］×100		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	—		

1　指標の推移

	利用率（%）
H27	71
H30	78
R2	79
R7	

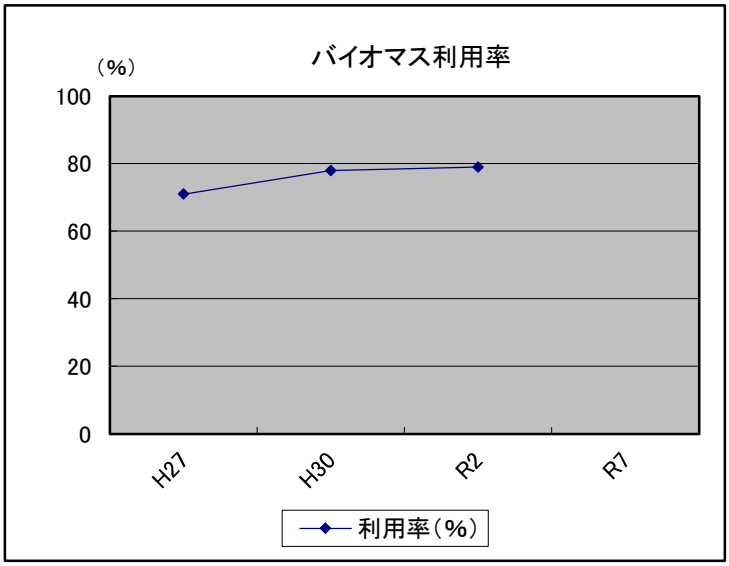

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↗

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↗	平成27年度の利用率は、福島第一原発事故の影響を受け下水汚泥の利用が進まなかったため低い値となったが、下水汚泥の利用量が徐々に回復したことなどにより、平成30年度の利用率は78%に増加した。
令和4年	↑	バイオマスの利用率は平成30年度に比べ増加しており、令和2年度における利用率も79%となるなど、概ね目標を達成している。

令和6年	―	令和6年度のバイオマス利用率について、再来年度調査を実施予定のため、現時点で評価ができない。 【参考：前回調査】 バイオマスの利用率は平成30年度に比べ増加しており、令和2年度における利用率も79%となるなど、概ね目標を達成している。
令和7年	―	令和7年度のバイオマス利用率について、来年度調査を実施予定のため、現時点で評価ができない。 【参考：前回調査】 バイオマスの利用率は平成30年度に比べ増加しており、令和2年度における利用率も79%となるなど、概ね目標を達成している。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―	

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	73

指標名	一般廃棄物排出量		
出典	環境白書（千葉県）・清掃事業の現況と実績（循環型社会推進課）	統計頻度	毎年
指標の概要	・一般廃棄物排出量とは、市町村が収集した、生活系ごみ（一般家庭から排出されるごみ）及び事業系ごみ（事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ）と住民団体等により集団回収された資源ごみの総量である。 ・生活系ごみと事業系ごみの割合は、ほぼ7対3で近年推移している。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	排出量（万t）
H27	212.0
H28	209.4
H29	207.5
H30	206.4
R1	209.2
R2	206.2
R3	202.8
R4	199.7
R5	193.8
R6	
R7	

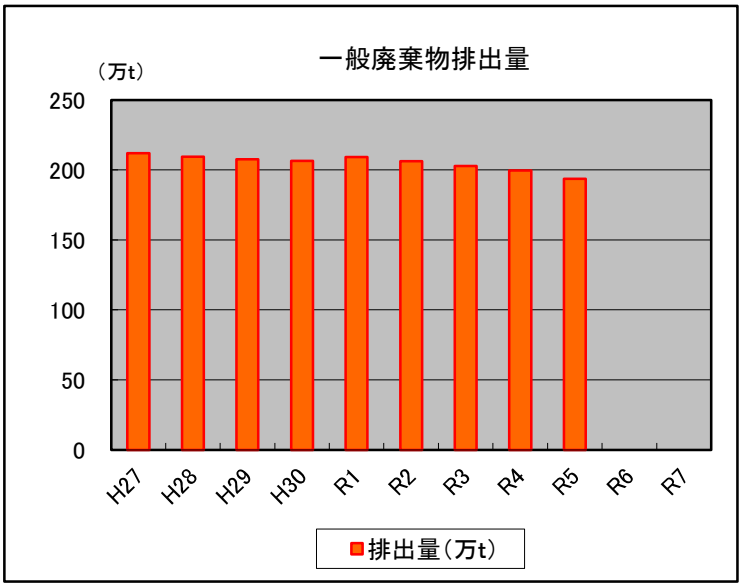

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↓

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	→	ごみの減量化・資源化等により、総排出量は近年若干減少傾向にある。
令和4年	→	令和元年房総半島台風の災害の影響等で一時的な増加があったものの、若干減少傾向にある。

令和6年	↘	ごみの減量化・資源化等により、総排出量は近年若干減少傾向にある。
令和7年	↘	ごみの減量化・資源化等により、総排出量は近年若干減少傾向にある。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―	

３ ゾーン別

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	1,352,221	242,881	101,125	342,211	82,047
H28	1,333,143	242,767	99,456	338,107	80,843
H29	1,324,281	239,671	98,526	333,347	79,165
H30	1,322,486	237,881	96,030	330,075	77,828
R1	1,322,717	247,670	100,752	341,205	79,992
R2	1,309,404	243,629	97,393	335,359	76,112
R3	1,294,740	237,482	95,365	324,974	75,376
R4	1,279,181	233,676	93,047	317,534	73,231
R5	1,248,062	224,830	88,423	305,375	70,904
R6					
R7					

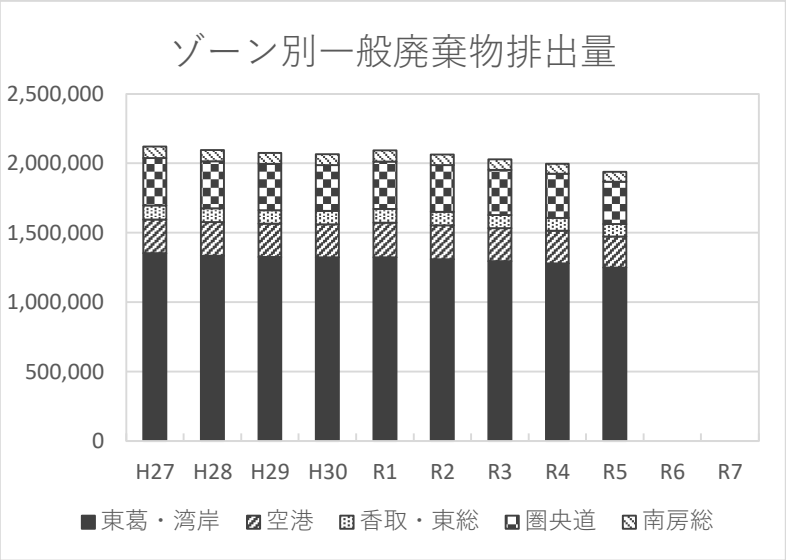

市町村別一般廃棄物排出量(R5)

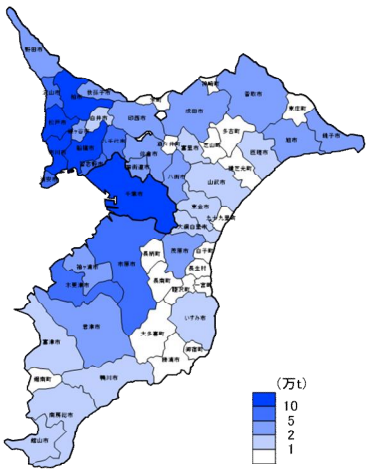

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	74

指標名	一般廃棄物再資源化率		
出典	環境白書（千葉県）・清掃事業の現況と実績（循環型社会推進課）	統計頻度	毎年
指標の概要	・一般廃棄物再資源化率とは、一般廃棄物排出量のうち、紙類、びん、かん、ペットボトルなどをリサイクル（売却・再使用・再生利用等）した量の割合である。 ・再資源化量の品目としては、紙類の占める割合が約7割以上となっている。 ○一般廃棄物再資源化率＝［総資源化量］／［総処理量（集団回収含む）］×100		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	再資源化率（%）
H27	22.7
H28	22.7
H29	22.3
H30	22.4
R1	21.3
R2	22.0
R3	22.7
R4	22.6
R5	22.6
R6	
R7	

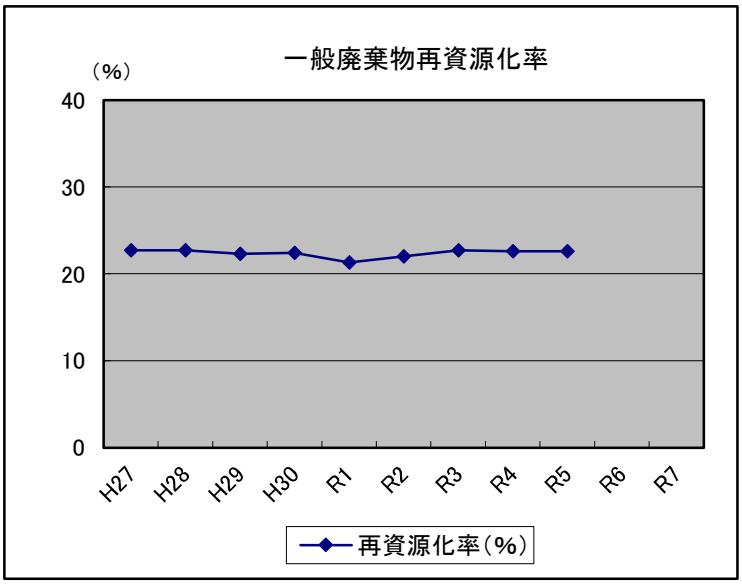

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↗

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	→	リサイクル率は近年横ばい傾向にある。
令和4年	→	リサイクル率は近年横ばい傾向にある。

令和6年	→	リサイクル率は近年横ばい傾向にある。
令和7年	→	リサイクル率は近年横ばい傾向にある。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	令和3年3月策定の「第10次千葉県廃棄物処理計画」に基づき、各種リサイクル法の遵守の指導を徹底し、効率的なリサイクルの促進を図る。	

３ ゾーン別

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	24.7	19.1	13.9	20.3	20.6
H28	24.7	18.7	14.1	20.9	19.6
H29	24.3	19.3	15.1	19.4	19.4
H30	24.5	19.3	15.5	19.2	19.1
R1	22.9	18.6	15.5	19.2	19.2
R2	23.7	19.1	15.4	19.7	19.7
R3	25.0	18.7	16.7	19.4	18.9
R4	25.0	18.4	17.0	19.0	18.0
R5	24.9	18.6	17.7	18.8	18.4
R6					
R7					

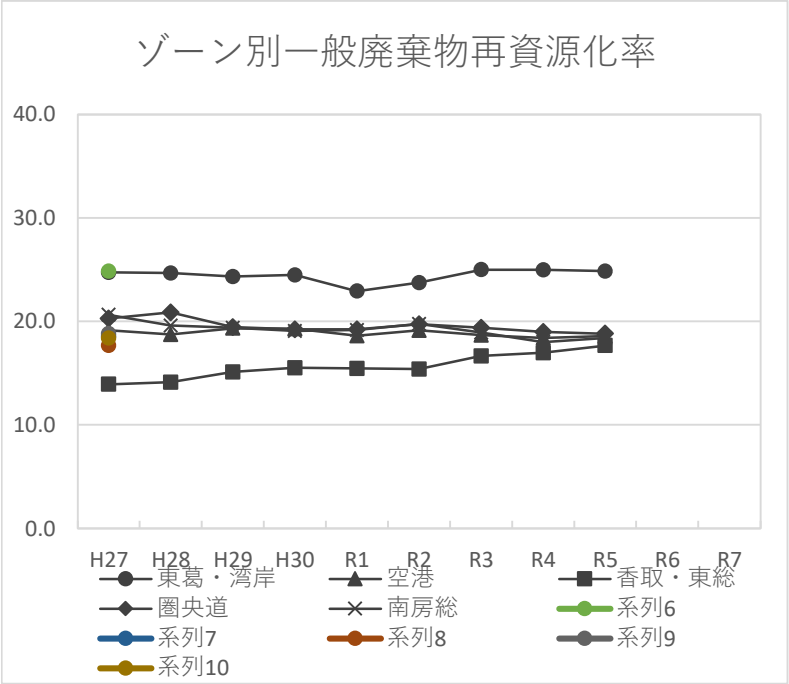

市町村別一般廃棄物再資源化率
(R5)

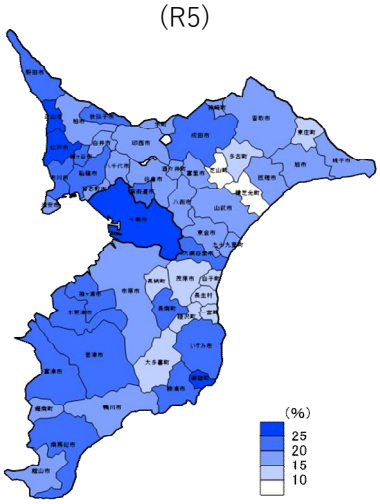

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	75

指標名	一般廃棄物最終処分量		
出典	環境白書（千葉県）・清掃事業の現況と実績（循環型社会推進課）	統計頻度	毎年
指標の概要	・一般廃棄物最終処分量とは、ごみの減量化や再資源化を推進しても、なお最終処分場に埋立処分しなくてはならない一般廃棄物の総量である。 ・最終処分量（埋立処分量）のうち、約8割はごみの焼却残さ（燃えがら）が占めている。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	処分量（万t）
H27	16.5
H28	15.4
H29	14.7
H30	14.3
R1	14.1
R2	14.0
R3	12.2
R4	11.6
R5	10.7
R6	
R7	

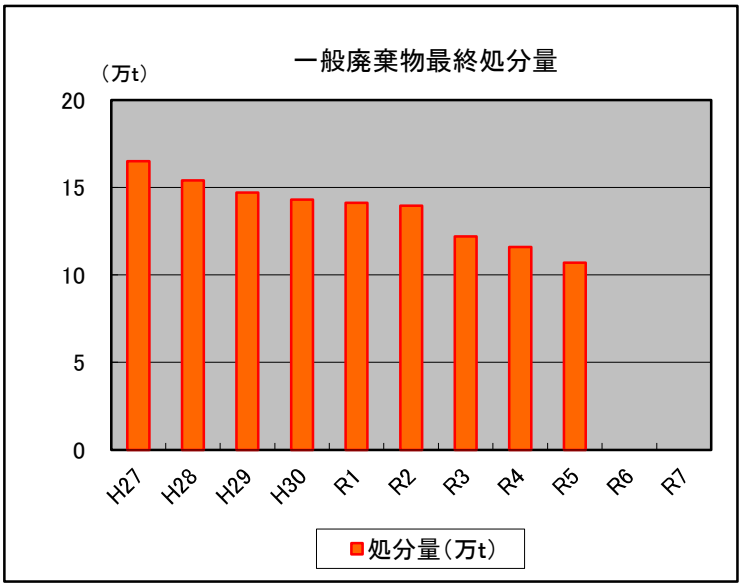

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↓

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↓	埋立量の減少は、ごみの減量化や再資源化の取組によるものである。
令和4年	↓	埋立量の減少は、ごみの減量化や再資源化の取組によるものである。

令和6年	↓	最終処分量の減少は、令和3年度から新たな溶融炉の稼働により焼却残渣の資源化が進んだことの影響が大きいと考えられる。
令和7年	↓	最終処分量の減少は、令和3年度から新たな溶融炉の稼働により焼却残渣の資源化が進んだことの影響が大きいと考えられる。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針		

３ ゾーン別

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	113,807	13,092	12,310	17,895	8,035
H28	103,195	14,234	11,610	18,479	6,605
H29	99,454	11,438	11,112	18,477	6,845
H30	95,702	13,844	10,151	17,519	6,162
R1	87,824	13,708	12,347	17,905	9,335
R2	87,566	14,301	11,232	19,877	6,629
R3	79,006	14,149	4,762	17,409	6,284
R4	74,277	13,019	4,359	16,599	8,231
R5	70,369	12,118	4,254	14,729	5,359
R6					
R7					

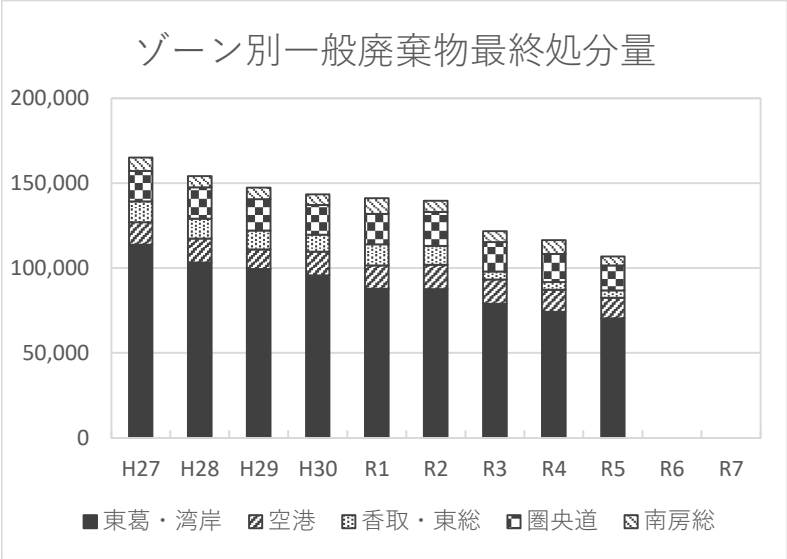

市町村別一般廃棄物最終処分量(R5)

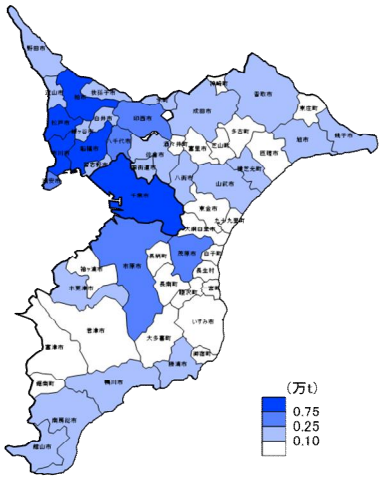

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	76

指標名	産業廃棄物排出量		
出典	第9次千葉県廃棄物処理計画進行管理事業報告書、産業廃棄物処理実態調査事業報告書（循環型社会推進課）	統計頻度	毎年
指標の概要	・産業廃棄物排出量とは、工場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがらや汚泥、廃プラスチック類など20種類の廃棄物の排出量の総量である。 ・産業廃棄物の種類別排出量では、汚泥、鉱滓（こうさい）、ばいじんで全体の約6割を占めている。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	排出量（万t）
H27	2,079
H28	1,970
H29	1,935
H30	1,752
R1	1,864
R2	1,816
R3	2,072
R4	1,953
R5	
R6	
R7	

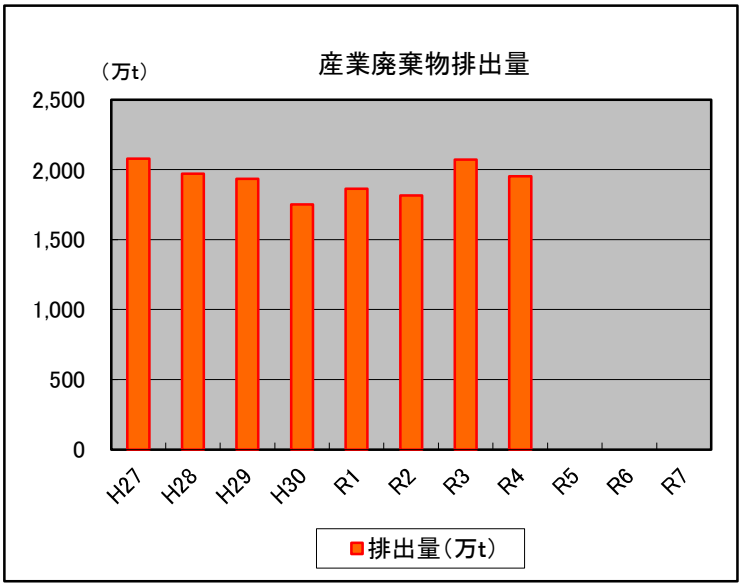

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↓

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↓	排出量の減少は、事業者による排出抑制の取組の成果が主な要因であるが、経済の影響も強く受けている。
令和4年	↓	排出量の減少は、事業者による排出抑制の取組の成果が主な要因であるが、経済の影響も強く受けている。

令和6年	↘	令和3年の排出量の増加は、経済の影響を受けていると考えられる。
令和7年	―	令和5年の実績が未公表のため、現時点で評価ができない。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―	

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	77

指標名	産業廃棄物再資源化率		
出典	第9次千葉県廃棄物処理計画進行管理事業報告書（循環型社会推進課）	統計頻度	毎年
指標の概要	産業廃棄物再資源化率とは、産業廃棄物排出量に対し、中間処理等により再生利用可能なものへ加工処理し、再資源化を行った量の割合である。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	再資源化率（%）
H27	55.0
H28	51.9
H29	52.7
H30	49.2
R1	46.7
R2	45.5
R3	49.6
R4	47.4
R5	
R6	
R7	

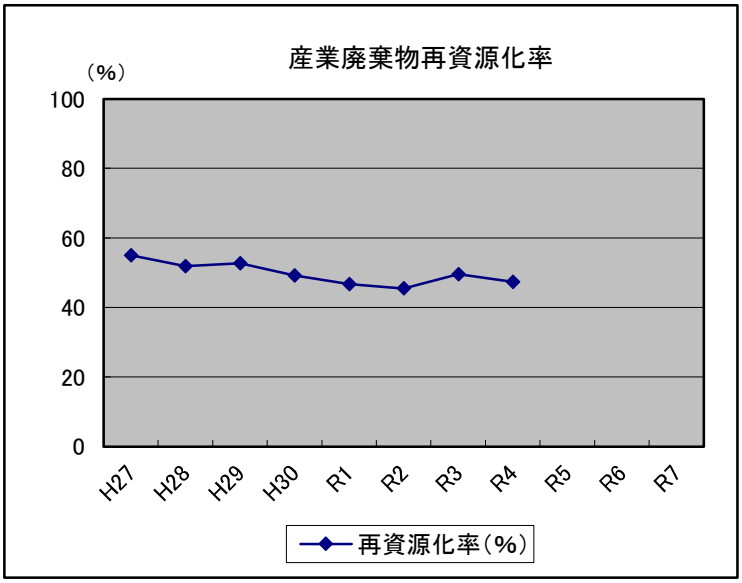

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↗

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↓	H29年からH30年にかけて再資源化率が減少しているのは、動物ふん尿の再生利用量が減少したことが主な要因である。
令和4年	↓	R2年についてはR1年比で、製造業のばいじん、鉱さい、金属くずの排出量及び再生利用量の減少が主な要因である。

令和6年	↓	基準年と比較して、汚泥の排出量が増加した一方で、汚泥やばいじん、がれき類、鉱さいの再資源化量が伸びなかったことが要因であると考えられる。
令和7年	—	R5年の実績が未公表のため、現時点で評価ができない。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	令和３年３月策定の「第１０次千葉県廃棄物処理計画」に基づき、各種リサイクル法の遵守の指導を徹底し、効率的なリサイクルの促進を図る。	

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	78

指標名	産業廃棄物最終処分量		
出典	第9次千葉県廃棄物処理計画進行管理事業報告書（循環型社会推進課）	統計頻度	毎年
指標の概要	・産業廃棄物最終処分量とは、排出された産業廃棄物の減量化や再資源化を推進しても、なお最終処分場に埋立処分しなくてはならない産業廃棄物の総量である。 ・産業廃棄物の処分状況は、排出量の約50%が再資源化され、最終処分されるものは約1%である。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	処分量（万t）
H27	32.8
H28	27.6
H29	29.3
H30	29.4
R1	25.5
R2	28.7
R3	34.2
R4	33.5
R5	
R6	
R7	

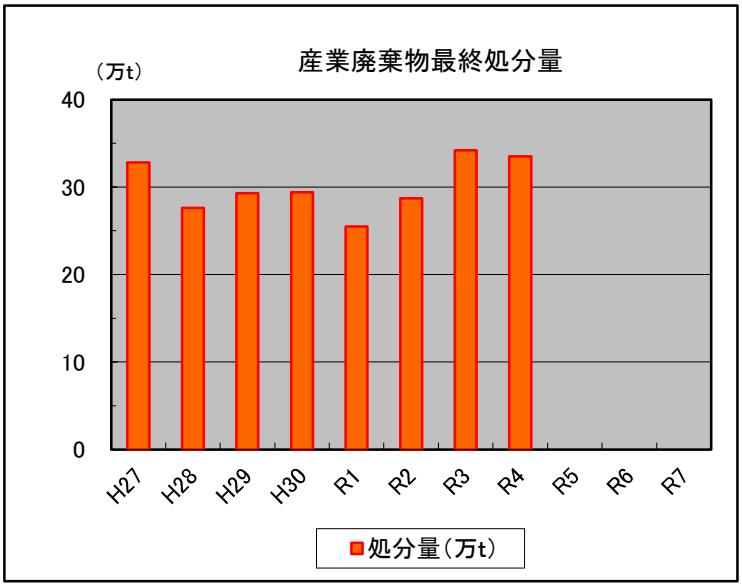

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↓

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↓	最終処分量の減少は、排出量の総量が減少したことが主な要因である。
令和4年	↓	最終処分量の増加は、排出量の総量が増加したことが主な要因である。

令和6年	→	最終処分量の増加は、排出量の総量が増加したことが主な要因であると考えられる。
令和7年	—	R5年の実績は未公表のため、現時点で評価ができない。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	—	

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	79

指標名	産業廃棄物不法投棄の発生量		
出典	環境白書（千葉県）	統計頻度	毎年
指標の概要	産業廃棄物の不法投棄を防止するため、24時間・365日体制で監視パトロールを実施するとともに、県民等からの通報を受け付ける産廃110番を設置し、早期発見、早期対応に努めている。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	発生量（t）
H27	1,149
H28	8,731
H29	1,481
H30	64,500
R1	5,791
R2	1,385
R3	650
R4	3,707
R5	1,177
R6	
R7	

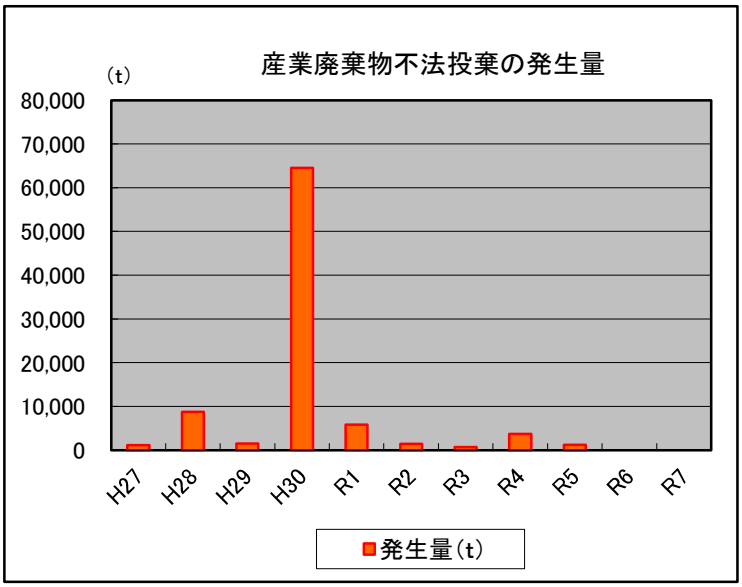

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↓

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↑	産業廃棄物不法投棄の発生量の増加は、平成30年度に大規模事案が2件発生したことが、主な要因となっている。
令和4年	↑	県の監視体制の整備等により本県の不法投棄は減少傾向となっている。

令和6年	↑	産業廃棄物不法投棄の発生量の増加は、令和4年度に大規模事案が1件発生したことが、主な要因となっている。
令和7年	→	大規模な不法投棄は減少したが、小規模でゲリラ的な不法投棄が発生しており、令和5年度は横ばいとなっている。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	引き続き、24時間365日体制で監視パトロールを実施するとともに、県民等からの通報を受け付ける産廃110番を設置し、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めていく。	

3 ゾーン別

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	89.0	0.0	0.0	805.3	254.8
H28	13.6	54.8	18.5	8,620.8	23.7
H29	292.0	96.7	150.0	730.7	212.0
H30	0.0	59,134.4	36.1	5,233.0	96.6
R1	80.0	146.0	793.4	1,233.0	3,538.9
R2	17.0	28.0	99.3	1,062.3	178.1
R3	100.0	55.5	76.1	395.5	22.8
R4	345.0	0.0	125.8	3,181.1	55.0
R5	0.0	352.1	133.2	691.5	0.0
R6					
R7					

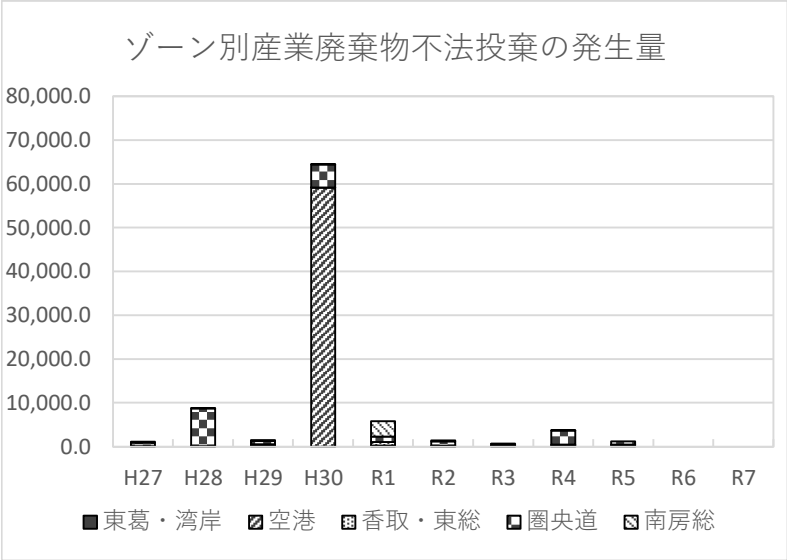

市町村別産業廃棄物不法投棄の発生量(R5)

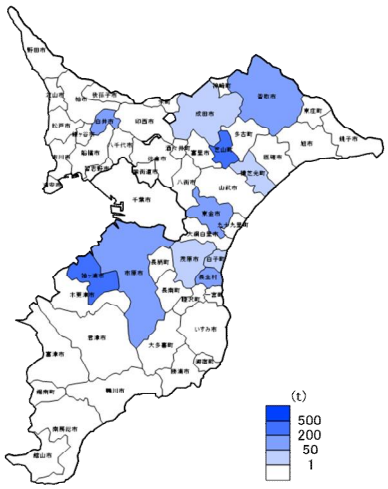

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	80

指標名	立入検査権付与市町村職員数		
出典	環境白書（千葉県）	統計頻度	毎年
指標の概要	産業廃棄物の不法投棄や残土等の不適正処理に早期に対応するため、法律等に基づき県職員に付与されている不法投棄等の現場への立入権を市町村職員に付与し、市町村と連携しながら、地域での監視体制の強化を図っている。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.1　廃棄物の適正処理・利用		

1　指標の推移

	職員数（人）
H27	377
H28	384
H29	378
H30	383
R1	369
R2	435
R3	443
R4	438
R5	444
R6	466
R7	470

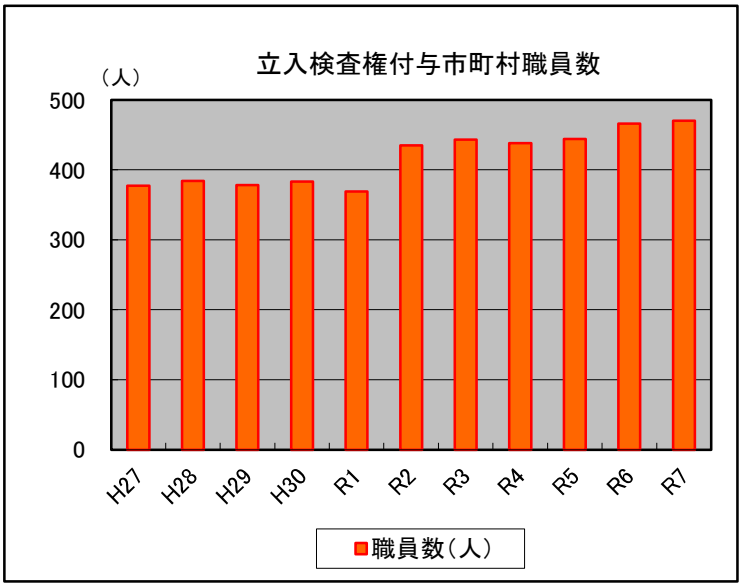

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	→

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	→	立入検査権付与市町村職員数は、協定を締結した市町村に増減がないため、特に数値の変動はない。
令和4年	↑	再生土条例施行に伴う立入権限の付与により、立入検査権付与市町村職員数が増加した。

令和6年	↑	金属スクラップヤード等規制条例の施行に伴う立入権限の付与により、立入検査権付与市町村職員数が増加した。
令和7年	↑	再生土条例の施行及び金属スクラップヤード等規制条例の施行に伴う立入検査権付与により、令和7年度は増加した。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―	

３ ゾーン別

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	52	79	49	141	56
H28	51	77	52	144	60
H29	50	77	51	142	58
H30	51	77	51	145	59
R1	48	68	51	145	57
R2	111	69	54	141	60
R3	112	66	58	149	58
R4	110	69	53	144	62
R5	111	69	53	147	64
R6	119	78	51	148	70
R7	118	78	53	153	68

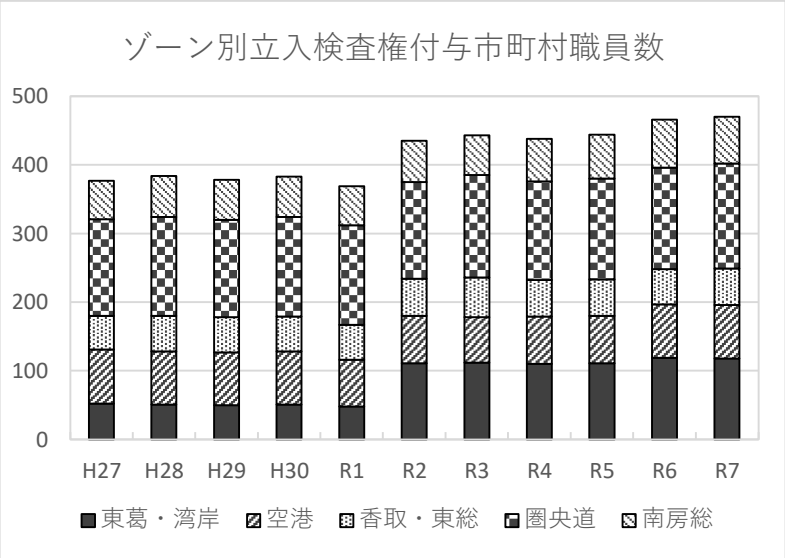

市町村別立入検査権付与
市町村職員数(R7)

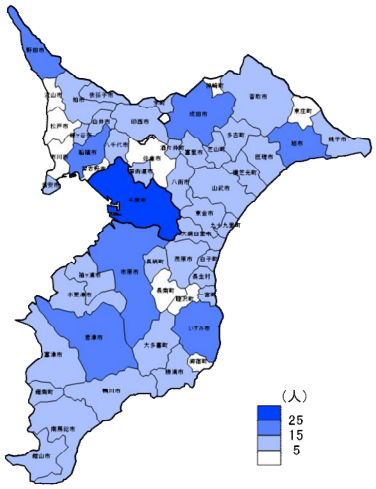

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	81

指標名	ちばエコ農産物栽培面積		
出典	環境農業推進課調べ	統計頻度	毎年
指標の概要	・農薬や化学肥料を減らした環境にやさしい農業の展開は、農地に対する環境負荷等を低減し、持続可能な農業経営の展開に資する取組である。 ・県では、平成14年度より、環境への負荷を低減して栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として認証している。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.2　県土の恵みに応える資源循環型の県土利用		
取組	2.2.2　環境にやさしい農業の推進		

1　指標の推移

	面積(ha)
H27	4,112
H28	3,988
H29	3,811
H30	3,630
R1	3,713
R2	3,576
R3	3,316
R4	3,398
R5	3,428
R6	3,236
R7	

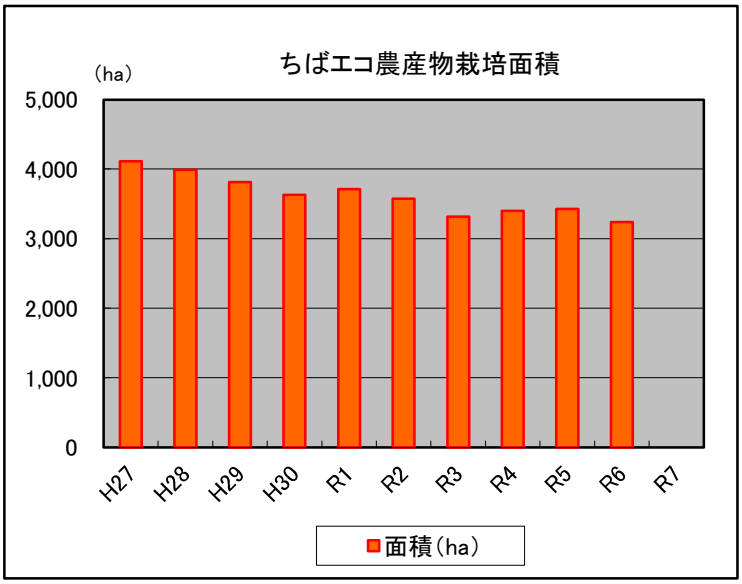

データの集計方法	調査年の実績

データ推移の目標方向	↗

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↘	ちばエコ農産物栽培面積の減少は、水稲、野菜の取組面積の減少したことが主な要因となっている。
令和4年	↓	防除が難しい病害虫の発生がちばエコ農産物栽培面積の減少要因となっている。

令和6年	↓	防除が難しい病害虫の発生がちばエコ農産物栽培面積の減少要因となっている。
令和7年	↓	防除が難しい病害虫の発生がちばエコ農産物栽培面積の減少要因となっている。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	化学肥料・化学合成農薬を低減するための技術開発、機械・資材の導入支援、生産者協議会と連携したエコ農産物のPR等により、取組を支援する。	

モニタリング指標　データシート

指標種類	計画実現措置
指標No.	82

指標名	景観計画策定数・景観行政団体数		
出典	公園緑地課調べ	統計頻度	毎年
指標の概要	・景観計画とは、現に良好な景観を保全する必要があると認められる区域など一定の要件に該当する区域を対象に、建築物や工作物のデザイン、色彩等の基準等を定め、届出、勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行うもの。 ・景観行政団体とは、景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を担う主体である。指定都市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県との協議により景観行政団体になることが可能となる。 ・一つの行政区域では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となるが、良好な景観の保全・形成は、基礎自治体である市町村が中心的役割を担うことが望ましいことから、景観行政団体となった市町村数をモニタリングしている。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.3　歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成		
取組	—		

1　指標の推移

	計画数	行政団体数
H27	16	29
H28	16	29
H29	19	32
H30	20	36
R1	21	36
R2	21	36
R3	21	37
R4	21	38
R5	21	39
R6	22	39
R7	22	40

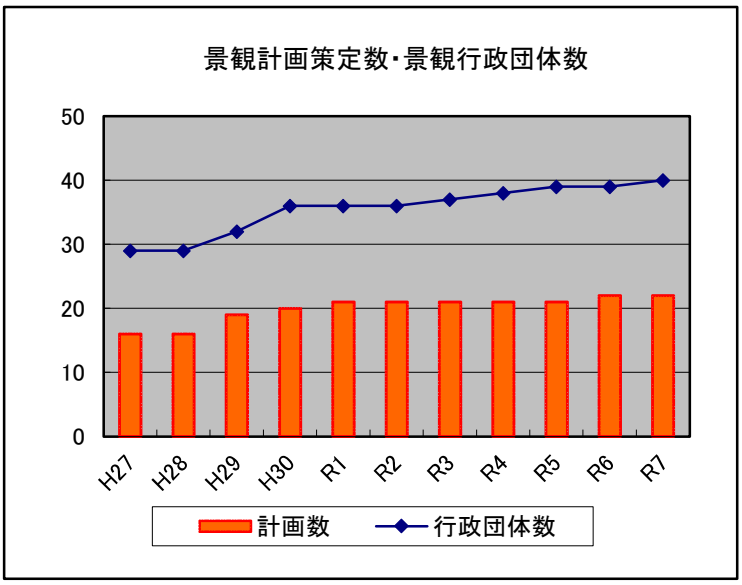

データの集計方法	調査年までの累計

データ推移の目標方向	↑

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態(計画数)	状態(団体数)	評価
令和2年	↑	↑	景観行政団体については、平成29年度に栄町、睦沢町、長生村、平成30年度に富里市、大多喜町、東庄町、長柄町が新たに加わり、景観計画については、平成29年度に佐倉市、酒々井町、印西市、平成30年度に君津市、令和元年度に館山市が新たに策定したため。
令和4年	↑	↑	令和3年度に一宮町、令和4年度に白井市が新たに景観行政団体となったため。

令和6年	↑	↑	令和5年度に芝山町が新たに景観行政団体となったため。 令和6年度に野田市が新たに景観計画を策定
令和7年	↑	↑	令和7年度に八千代市が新たに景観行政団体に移行
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―		

３ ゾーン別

(1)景観計画策定数

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	9	1	0	6	0
H28	9	1	0	6	0
H29	9	4	0	6	0
H30	9	4	0	7	0
R1	9	4	0	7	1
R2	9	4	0	7	1
R3	9	4	0	7	1
R4	9	4	0	7	1
R5	9	4	0	7	1
R6	10	4	0	7	1
R7	10	4	0	7	1

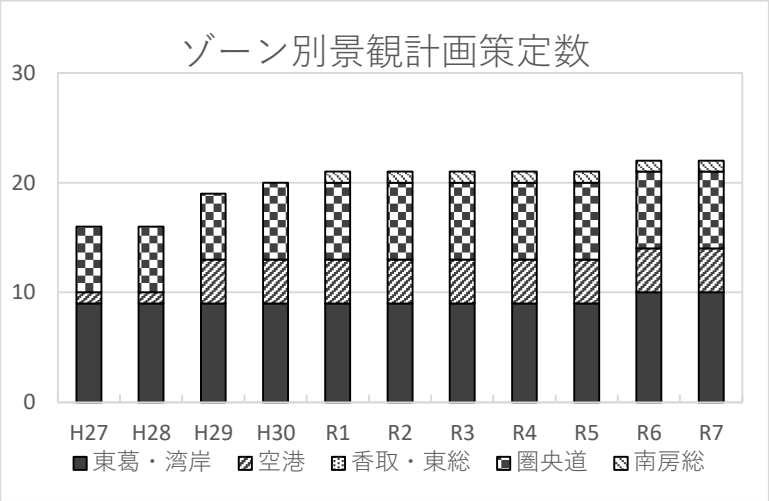

景観計画策定市町村(R7)

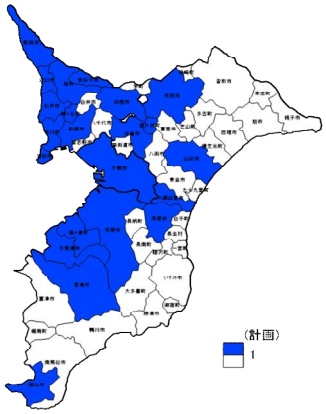

(2)景観行政団体数

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	11	4	3	9	2
H28	11	4	3	9	2
H29	11	5	3	11	2
H30	11	6	4	12	3
R1	11	6	4	12	3
R2	11	6	4	12	3
R3	11	6	4	13	3
R4	11	7	4	13	3
R5	11	8	4	13	3
R6	11	8	4	13	3
R7	12	8	4	13	3

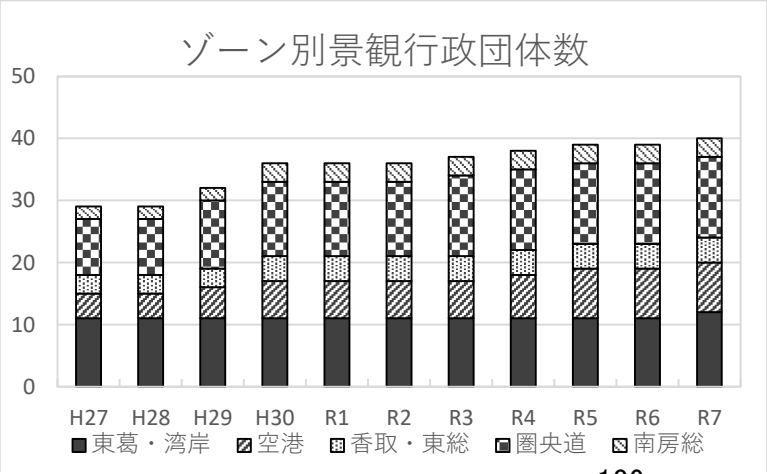

景観行政団体市町村(R7)

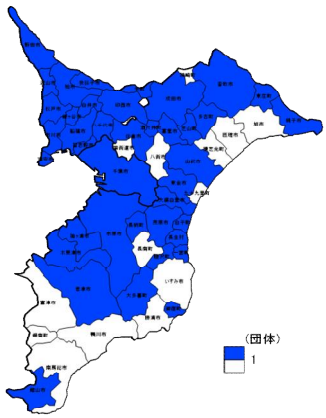

モニタリング指標　データシート

指標種類	計画実現措置
指標No.	83

指標名	景観計画策定区域面積		
出典	公園緑地課調べ	統計頻度	毎年
指標の概要	・景観計画区域とは、良好な景観の保全・形成を図るため策定する「景観計画」の計画区域であり、建築物の建築等に対する届出、勧告を基本とする緩やかな規制誘導等を行う。 ・この指標は、景観法の規定に基づき景観行政団体が策定した景観計画の対象面積であり、質の高い居住環境や地域の活性化に資する良好な景観の形成が期待できる区域面積を把握できる。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.3　歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成		
取組	—		

1　指標の推移

	面積（km²）
H27	1,828.48
H28	1,828.48
H29	2,074.97
H30	2,393.78
R1	2,503.83
R2	2,503.83
R3	2,503.83
R4	2,503.83
R5	2,503.83
R6	2,607.38
R7	2,607.38

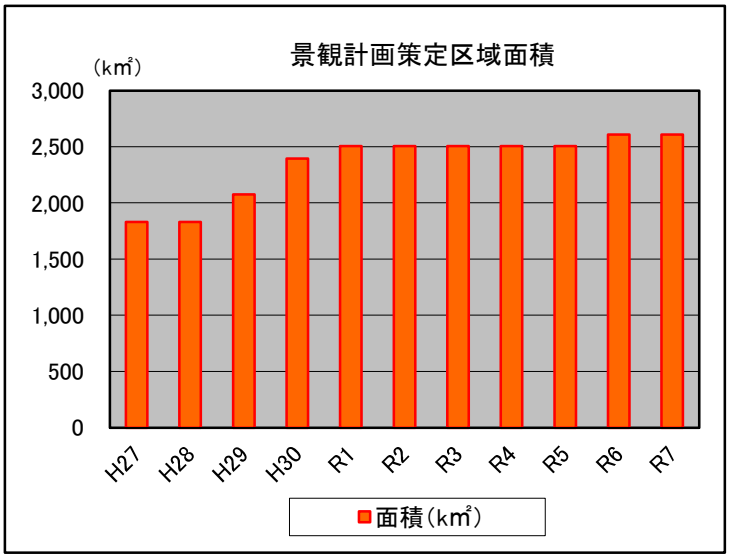

データの集計方法	調査年までの累計

データ推移の目標方向	↑

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	↑	平成29年度に佐倉市、酒々井町、印西市、平成30年度に君津市、令和元年度に館山市が新たに景観計画を策定したため。
令和4年	↑	令和元年度から横ばいとなっている。

令和6年	↑	令和6年度に野田市が新たに景観計画を策定
令和7年	↑	令和7年度に新たに景観計画を策定する予定の市町村はない。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―	

３ ゾーン別

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	707.82	213.84	0.00	906.82	0.00
H28	707.82	213.84	0.00	906.82	0.00
H29	707.82	460.33	0.00	906.82	0.00
H30	707.82	460.33	0.00	1,225.63	0.00
R1	707.82	460.33	0.00	1,225.63	110.05
R2	707.82	460.33	0.00	1,225.63	110.05
R3	707.82	460.33	0.00	1,225.63	110.05
R4	707.82	460.33	0.00	1,225.63	110.05
R5	707.82	460.33	0.00	1,225.63	110.05
R6	811.37	460.33	0.00	1,225.63	110.05
R7	811.37	460.33	0.00	1,225.63	110.05

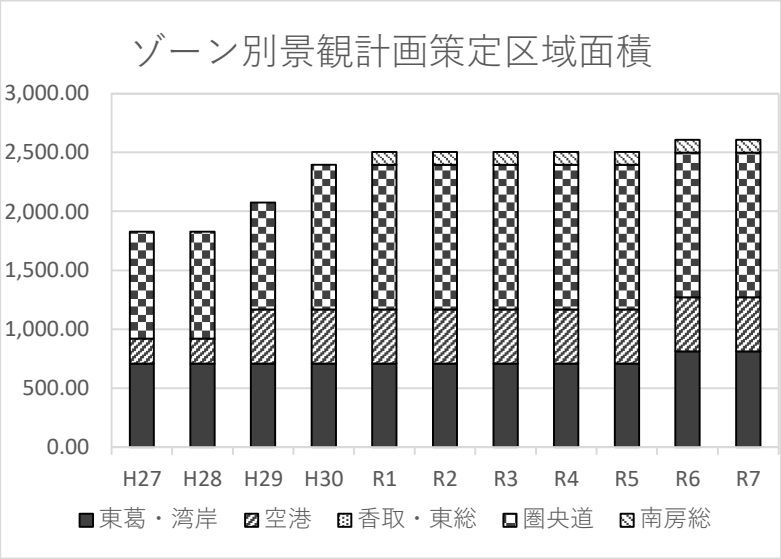

市町村別景観計画策定
区域面積(R7)

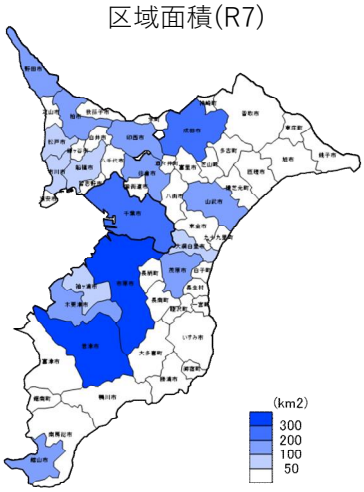

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	84

指標名	地方公共団体等による緑地保全件数・面積（特別緑地保全地区・市民緑地契約制度）		
出典	都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査（国土交通省） 公園緑地課調べ	統計頻度	毎年
指標の概要	・特別緑地保全地区とは、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限を行うことにより現状凍結的に保全する地区であり、都市計画法における地域地区として計画決定されるものである。 ・市民緑地契約制度とは、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者からの申出に基づき、地方公共団体又はみどり法人が当該土地等の所有者と契約を締結し、緑地や緑化施設を設置・管理することにより、地域の人々が利用できるように緑地等を公開する制度のこと。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.3　歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成		
取組	2.3.1　多様で個性的な景観の保全・形成		

1　指標の推移

	特別緑地保全地区		市民緑地契約制度	
	(特)件数	(特)面積	(市)件数	(市)面積
H27	25	74.5	25	24.8
H28	26	75.9	25	25.3
H29	26	75.9	23	23.7
H30	29	79.1	23	24.3
R1	29	79.3	24	24.4
R2	30	80.6	23	24.1
R3	30	80.6	24	24.3
R4	30	80.6	25	24.5
R5	30	80.6	25	23.0
R6	30	80.6	23	19.8
R7				

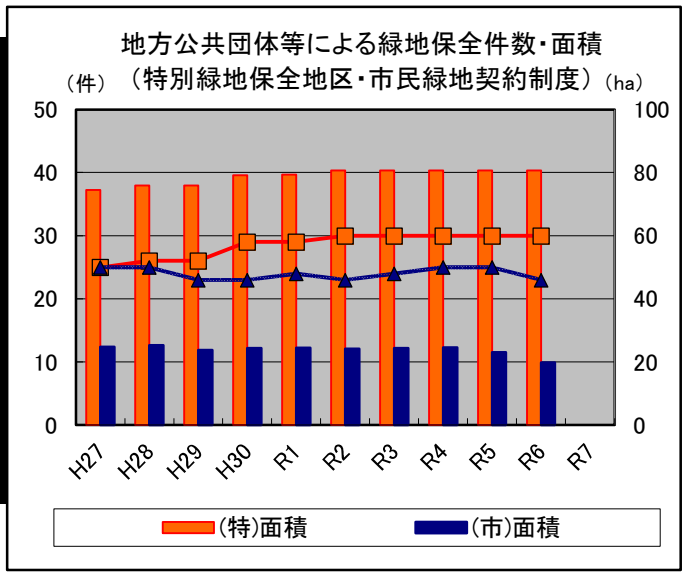

データの集計方法	調査年までの累計	データ推移の目標方向	―

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、―：現段階で評価(判断)できず

２ モニタリング結果

	状態				評価
	緑地保全地区		市民緑地契約制度		
	件数	面積	件数	面積	
令和2年	↑	↗	↘	→	特別緑地保全地区・市民緑地契約制度ともに市町村が主体となって指定を進めており、県から指定を促すようなことは行っていないため、概ね横ばい以上で推移している。
令和4年	↑	↗	→	→	特別緑地保全地区・市民緑地契約制度ともに市町村が主体となって指定を進めており、概ね横ばい以上で推移している。
令和6年	↑	↗	→	↘	特別緑地保全地区・市民緑地契約制度ともに市町村が主体となって指定を進めており、概ね横ばい以上で推移している。
令和7年	↑	↗	↘	↘	特別緑地保全地区・市民緑地契約制度ともに市町村が主体となって指定を進めており、概ね横ばい以上で推移している。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―				

３ ゾーン別

（1）特別緑地保全地区件数

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	24	1	0	0	0
H28	25	1	0	0	0
H29	25	1	0	0	0
H30	28	1	0	0	0
R1	28	1	0	0	0
R2	29	1	0	0	0
R3	29	1	0	0	0
R4	29	1	0	0	0
R5	29	1	0	0	0
R6	29	1	0	0	0
R7					

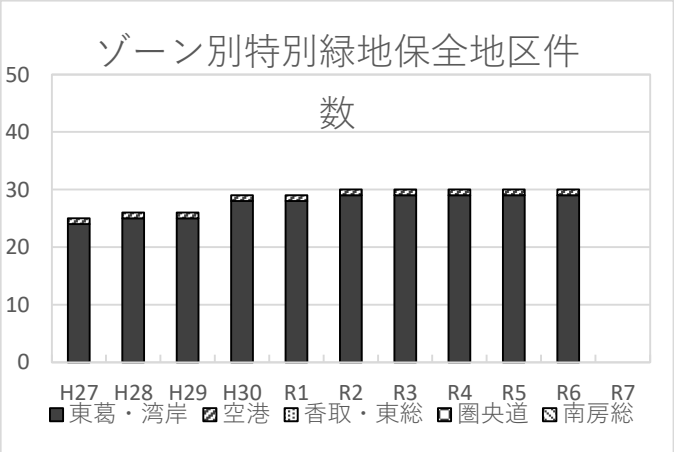

市町村別特別緑地保全地区件数(R6)

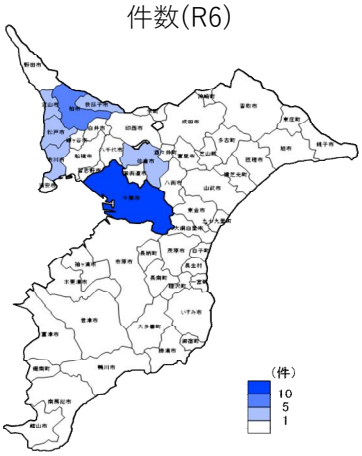

（2）特別緑地保全地区面積

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	72.6	1.9	0.0	0.0	0.0
H28	74.0	1.9	0.0	0.0	0.0
H29	74.0	1.9	0.0	0.0	0.0
H30	77.2	1.9	0.0	0.0	0.0
R1	77.4	1.9	0.0	0.0	0.0
R2	78.7	1.9	0.0	0.0	0.0
R3	78.7	1.9	0.0	0.0	0.0
R4	78.7	1.9	0.0	0.0	0.0
R5	78.7	1.9	0.0	0.0	0.0
R6	78.7	1.9	0.0	0.0	0.0
R7					

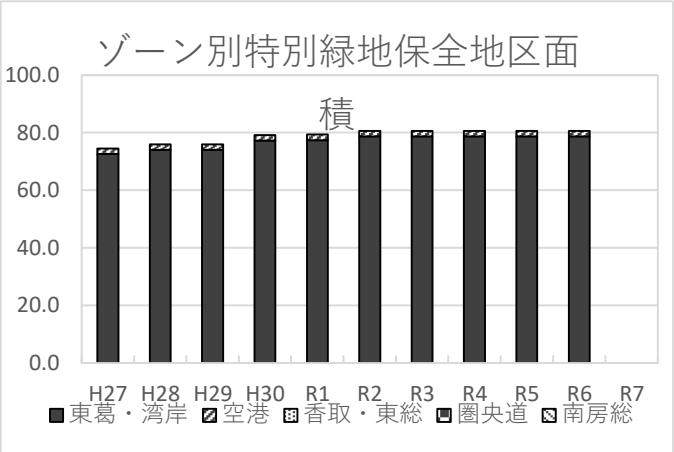

市町村別特別緑地保全地区面積(R6)

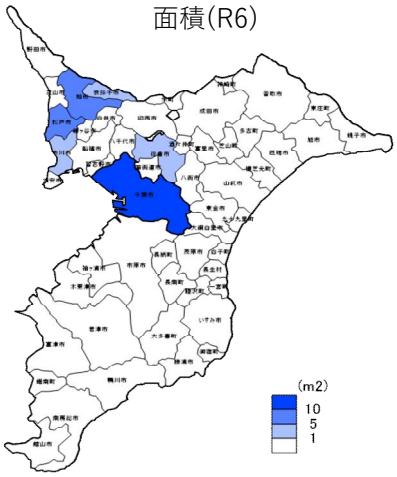

（3）市民緑地契約制度件数

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	22	3	0	0	0
H28	22	3	0	0	0
H29	20	3	0	0	0
H30	20	3	0	0	0
R1	21	3	0	0	0
R2	20	3	0	0	0
R3	21	3	0	0	0
R4	22	3	0	0	0
R5	22	3	0	0	0
R6	20	3	0	0	0
R7					

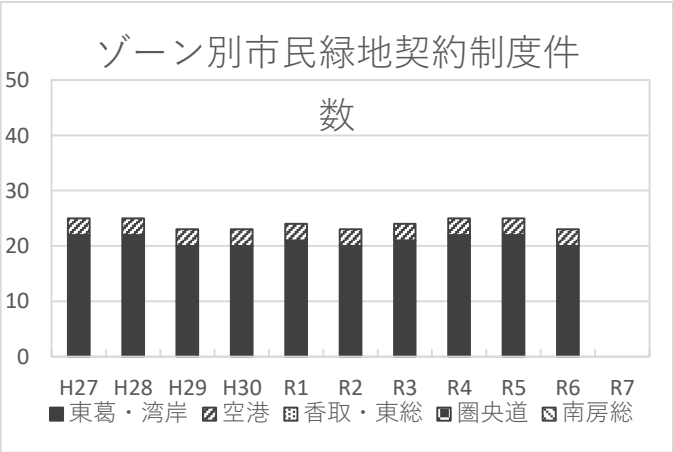

市町村別市民緑地契約制度件数(R6)

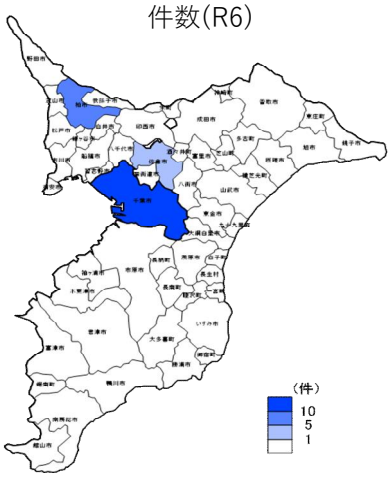

（4）市民緑地契約制度面積

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	23	2	0	0	0
H28	24	2	0	0	0
H29	22	2	0	0	0
H30	23	2	0	0	0
R1	23	2	0	0	0
R2	23	2	0	0	0
R3	23	2	0	0	0
R4	23	2	0	0	0
R5	21	2	0	0	0
R6	18	2	0	0	0
R7					

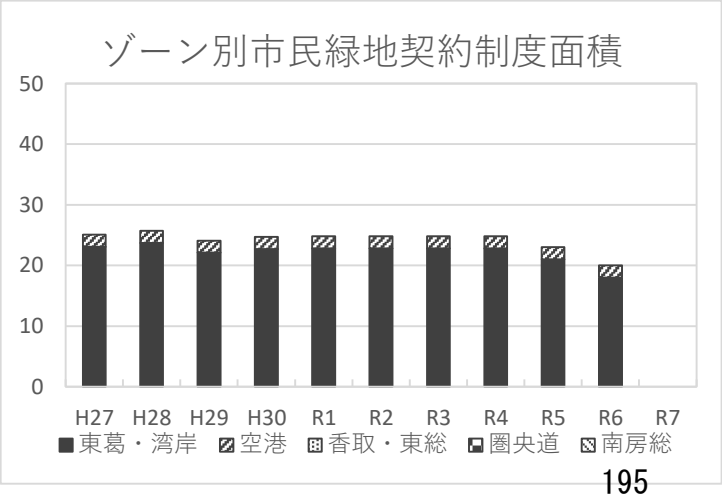

市町村別市民緑地契約制度面積(R6)

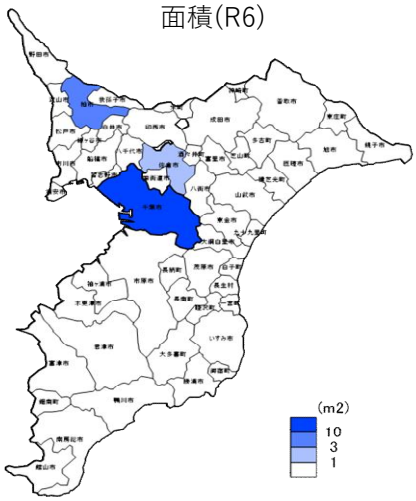

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	86

指標名	歴史的風致維持向上計画策定数		
出典	公園緑地課調べ	統計頻度	毎年
指標の概要	・平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）において、「歴史的風致」が「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い構造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義された。 ・歴史的風致維持向上計画とは、歴史まちづくり法に基づき、市町村が歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりの方針や重点区域等を定めるもの。（国認定）		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.3　歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成		
取組	2.3.1　多様で個性的な景観の保全・形成		

1　指標の推移

	計画策定数
H27	0
H28	0
H29	0
H30	1
R1	1
R2	1
R3	1
R4	1
R5	1
R6	1
R7	1

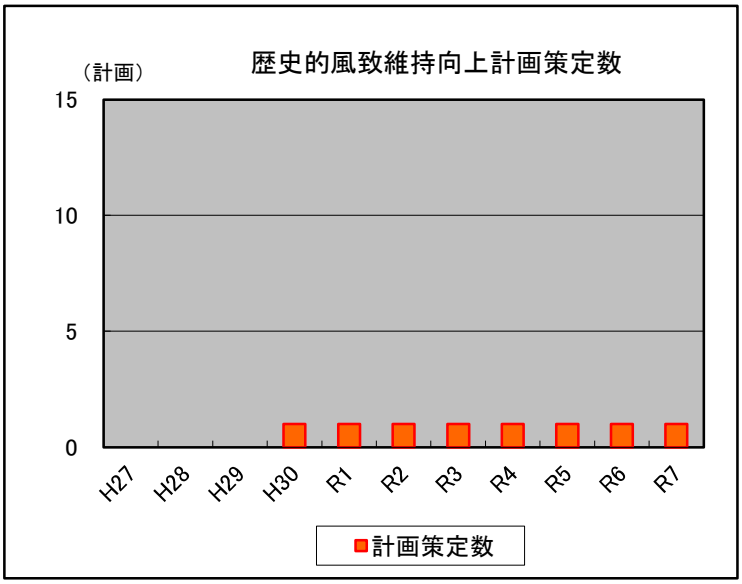

データの集計方法	調査年までの累計

データ推移の目標方向	皆増

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)できず

2　モニタリング結果

	状態	評価
令和2年	皆増	香取市が平成30年度に歴史的風致維持向上計画を策定したため。
令和4年	皆増	平成30年度以降歴史的風致維持向上計画を策定した市町村はないため。

令和6年	皆増	平成30年度以降歴史的風致維持向上計画を策定した市町村はないため。
令和7年	皆増	平成30年度以降歴史的風致維持向上計画を策定した市町村はないため。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―	

３ ゾーン別

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0
H30	0	0	1	0	0
R1	0	0	1	0	0
R2	0	0	1	0	0
R3	0	0	1	0	0
R4	0	0	1	0	0
R5	0	0	1	0	0
R6	0	0	1	0	0
R7	0	0	1	0	0

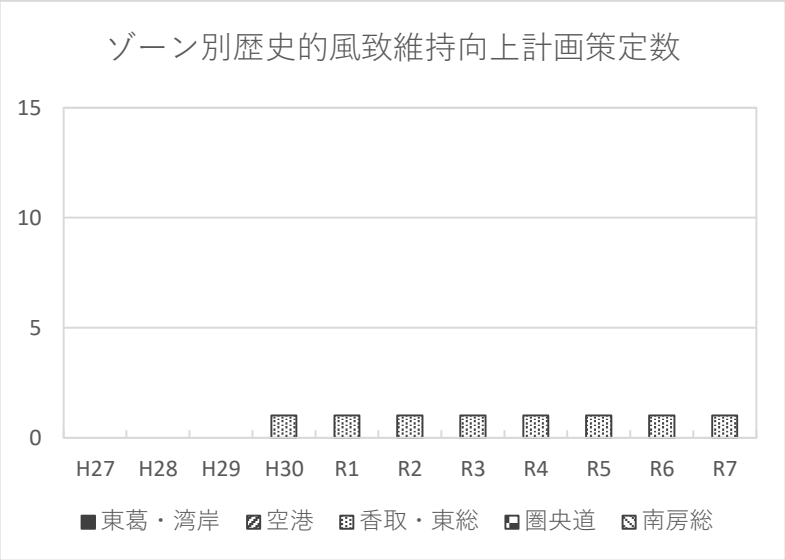

歴史的風致維持向上計画
策定市町村(R7)

モニタリング指標　データシート

指標種類	取組
指標No.	87

指標名	歴史文化基本構想及び文化財保存活用地域計画策定市町村数		
出典	文化財課調べ	統計頻度	毎年
指標の概要	・歴史文化基本構想（以下、「歴文構想」という。）とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。 ・各地方公共団体が、文化財保護の基本的方針を定め、さらに周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、文化財保護に関するマスタープランとなり、加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。 ・文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）とは、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランのこと。 ・平成31年の文化財保護法改正により制度化されたもので、市町村が作成し国の認定を受けることで、国の権限が委譲される等の優遇措置がある。 ・歴文構想の役割を引き継ぐ制度であり、今後、取り組む地方公共団体は歴文構想ではなく、地域計画を作成することになる。		
県土利用の基本方針	2　県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生		
計画実現に向けた措置	2.3　歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成		
取組	2.3.1　多様で個性的な景観の保全・形成		

1　指標の推移

	歴史文化基本構想	文化財保存活用地域計画
H27	1	－
H28	1	－
H29	2	－
H30	2	－
R1	2	－
R2	2	2
R3	2	3
R4	2	5
R5	2	8
R6	2	9
R7		

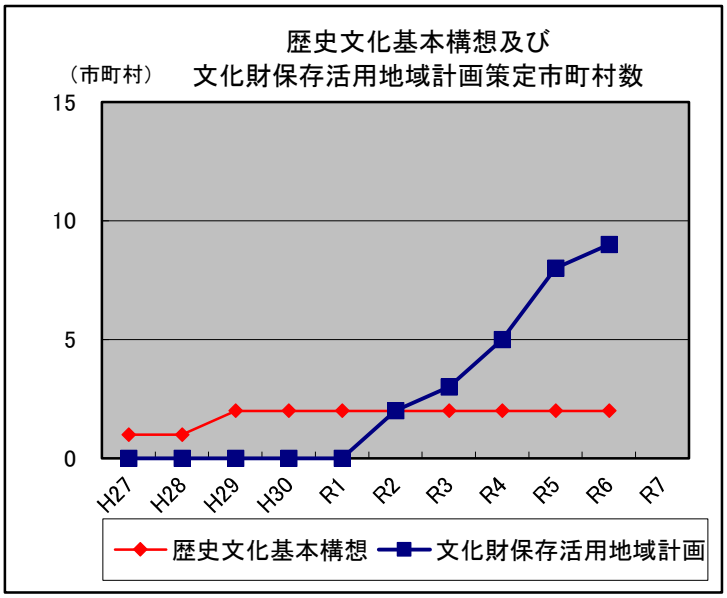

データの集計方法	調査年までの累計

データ推移の目標方向	↑

↑増加：10%以上増加、↗増加傾向：5%以上10%未満増加、→横ばい：±5%未満、
↘減少傾向：−5%以上−10%未満減少、↓減少：−10%以上減少、—：現段階で評価(判断)でき

２ モニタリング結果

	状態（歴）	状態（文）	評価
令和2年	↑	―	歴史文化基本構想は県内でまだ2市町しか策定しておらず、策定市町村数は少ない状況である。
令和4年	↑	↑	令和2年度から国による文化財保存活用地域計画の認定制度が始まり、令和4年10月現在、千葉県では3市が認定され、それぞれが計画に基づく施策を進めている。
令和6年	↑	↑	令和6年6月時点での国による文化財保存活用地域計画の認定数は、千葉県で8市と、制度開始から着実に増加しており、それぞれが計画に基づく施策を進めている。
令和7年	↑	↑	令和7年5月時点での国による文化財保存活用地域計画の認定数は、千葉県で9市と、制度開始から着実に増加しており、それぞれが計画に基づく施策を進めている。
現時点で基準年数値を下回っている指標に係る今後の取組方針	―		

３ ゾーン別

（1）歴史文化基本構想

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	0	1	0	0	0
H28	0	1	0	0	0
H29	0	1	1	0	0
H30	0	1	1	0	0
R1	0	1	1	0	0
R2	0	1	1	0	0
R3	0	1	1	0	0
R4	0	1	1	0	0
R5	0	1	1	0	0
R6	0	1	1	0	0
R7					

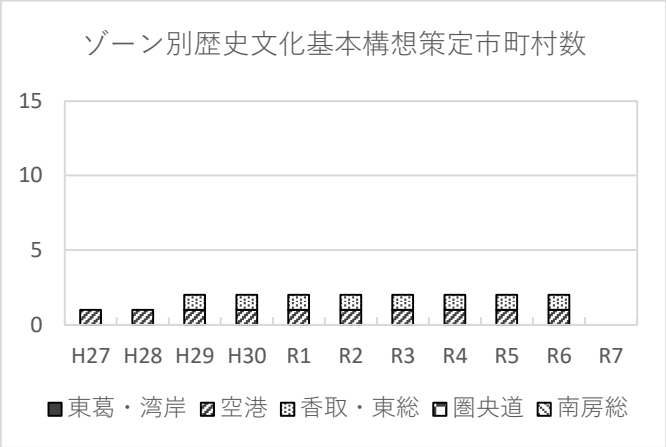

歴史文化基本構想策定
市町村(R6)

（2）文化財保存活用地域計画

	東葛・湾岸	空港	香取・東総	圏央道	南房総
H27	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0
R2	1	0	1	0	0
R3	1	1	1	0	0
R4	2	1	2	0	0
R5	4	2	2	0	0
R6	5	2	2	0	0
R7					

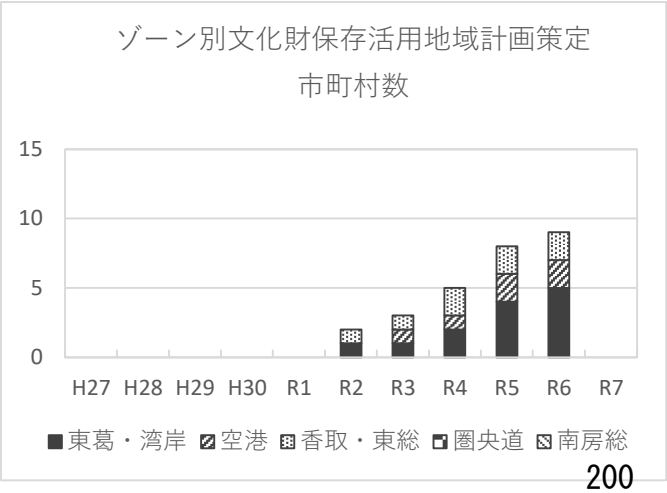
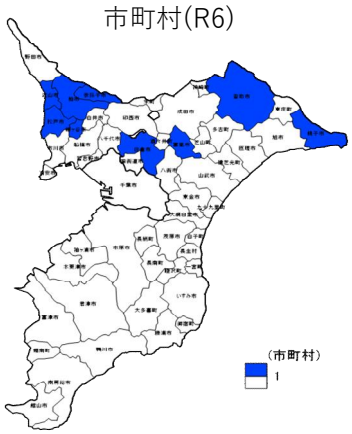
文化財保存活用地域計画策定
市町村(R6)